

会員各位

インボイス…
分かる範囲でご相談にのり
登録申請をお手伝いします

公益社団法人 板橋青色申告会

適格請求書等保存方式(インボイス制度)登録申請・個別相談会のご案内

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。最近、ちらほらとインボイス制度についてニュースなどのメディアで取り上げられることが多くなってきました。制度自体を知らない、登録申請が必要なのか分からないという方が増えているようです。

これを受けまして板橋青色申告会では、会員様向けに制度の簡単な概要説明と登録申請について、個別での相談会を開催いたします。

ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

- 【開催日時】 令和4年9月13日(火) ①午前9時00分から午前10時30分まで
 〃 〃 ②午後1時30分から午後3時00分まで
 〃 9月14日(水) ③午前9時00分から午前10時30分まで
 〃 〃 ④午後1時30分から午後3時00分まで
 〃 9月15日(木) ⑤午前9時00分から午前10時30分まで
 〃 〃 ⑥午後6時00分から午後7時30分まで

※上記①～⑥の時間帯の中でご都合の良い時間にお越しください。

(例：午前9時00分から午前10時30分までの場合、9時30分や10時00分でも可能です)

お一人様の所要時間は最長30分程度とさせていただきます。

【会場】 板橋青色申告会館2階 板橋区本町38-5

【持ち物】 令和1年分・2年分・3年分の決算書と確定申告書の控え
(消費税申告書も含む)、
マイナンバーカード(マイナンバー通知カード+身分証明書)、
筆記用具

登録が必要な場合は
年内お早目の申請を
お願いします

【お問合せ】 公益社団法人 板橋青色申告会 ☎ 03-3963-5345 (受付時間9:00~16:00)

【備考】 **ご相談内容によっては対応できない場合があります。ご承知の上ご来会ください。**
詳細がお知りになりたい方は、国税庁「軽減・インボイスコールセンター」へご連絡
ください(裏面参照)。

(裏面に続く)

文字ばかりで
すみません…

- 【留意事項】
1. 予約制ではありません。各回とも順番で承ります。
時間内でのご来会をお願いします。
 2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては「中止」となる場合がある他、3密を回避するため当日に「入場制限」を行う場合があります。
会場入口にて検温・消毒にご協力をいただき、必ずマスクの着用をお願いします。
 3. 当会館は自動車の駐車はできません。

※事前にお得意様からインボイス登録が必要かどうかをご確認してからご来会をいただくと比較的スムーズに説明ができると思っております。



また、できましたら予習として右上の QR コードをスマホで読み取り、国税庁が配信しているYouTube動画をご視聴の上ご来会をいただくと幸いです。今回の個別相談会では会員ご本人様が登録申請をご希望の場合は、その場で登録申請書の作成をお手伝いします。

インボイス制度の登録申請は最終的に任意であり、自己判断での登録申請及び提出となります。

※今回の個別相談会は、インボイス制度の一般的な内容に限定して、簡単な概要説明と登録申請相談を行います。ご相談内容やご質問等に対してお答えができない場合もありますので、ご承知の上ご出席ください。

※登録申請期限は令和5年3月31日までです。

青色申告会及び、税務署は確定申告時期と重なるため、現時点で既に全ての会員様が大変お待ちになる時間が多くなることが分かっております。年内中にお早目の登録申請をお願いします。

インボイス制度についての一般的なお問い合わせは…

国税庁「軽減・インボイスコールセンター」

インボイス制度に関する一般的なご質問や相談は、以下で受け付けています。

【専用ダイヤル】☎ 0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

ワンポイント情報!!
「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収証等に不足する項目を追加するイメージです

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ・課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です。
- ・課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です。
- ・消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です。

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ・登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告・納税が必要です。
 - ・登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。
- なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。(経過措置終了後は控除できません)